全員協議会資料

新型コロナウイルス感染症への対応状況及び令和２年度５月補正予算の概要について

令和２年５月22日
盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部
盛岡市生活・経済対策本部

１　趣旨

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）への対応については，国において５月14日に，本県を含む特定警戒都道府県以外の39県について緊急事態宣言を解除し，「新しい生活様式」の周知徹底とともに，感染拡大の防止と社会経済活動の回復を両立させていくことが示されたところである。

本市においては，国の動向を踏まえ，５月11日に「新型コロナウイルス感染症に係る盛岡市の対応方針（以下「市の対応方針」という。）を定める（同月21日に修正）とともに，感染拡大の影響を受けている市民生活や市内経済を支援するために，４月の第１弾経済対策に引き続き，第２弾の経済対策等を速やかに講ずることとし，現時点での市の各種支援策を取りまとめたところである。

２　市の対応方針等

(1)　「新型コロナウイルス感染症に係る盛岡市の対応方針」（別紙１）
(2)　「新型コロナウイルス感染症に係る市の対応状況」（別紙２）

３　相談件数等

(1)　感染症関係

①　盛岡市帰国者・接触者相談センターの相談件数（一般相談を含む。）
・期間　　令和２年２月８日(土)～５月20日(水)
・件数　　3,411件　（うち相談センター扱い2,034件）

②　全国の発生状況（クルーズ船含む，５月20日（水）現在）
・全国　17,105例（うち死亡者797人，退院者12,939人）
・東北　　280例（青森県27人，宮城県88人，秋田県15人，山形県69人，福島県81人）
・岩手県　　0例

③　ＰＣＲ検査数（５月21日８時現在）
県内検査数：岩手県ＨＰでは568件　うち盛岡市186件
（596）　（193）
（　）内は昨日分ふくめ

(2) 生活相談・事業者からの相談等（令和２年３月以降）

※　表下の（　）書きの数字は令和２年４月24日現在

①　生活相談（令和２年５月20日現在）

生活保護 （生活福祉課）	生活困窮者自立支援 （くらしの支援相談室）	消費生活相談 （消費生活センター）	計
36件	211件	51件	298件
(23件)	(68件)	(41件)	(132件)

緊急小口資金等貸付 （実施主体：市社協） ※申請件数
452件
(238件)

②　納税相談（令和２年５月20日現在）

納税相談 （納税課）
138件
(58件)

③　水道料金等相談（令和２年５月20日現在）

水道料金等相談 （経営企画課）
19件
(17件)

④　事業者及び勤労者相談（令和２年５月20日現在）

経済相談窓口（商工労働部）		
資金繰り	給付金・助成金等	計
1,012件	265件	1,277件
(550件)	(96件)	(646件)

(3) 特別定額給付金申請状況（令和２年５月20日現在）

特別定額給付金申請受付 （特別定額給付金給付事業等実施本部事務局）		
オンライン	郵送等	計
2,515件	28,268件	30,783件

※１　申請書は，令和５月７日から15日まで給付対象の全世帯136,853世帯に発送

※２　申請受付期間は，オンライン及び郵送分ともに令和２年５月11日から８月11日まで

※３　令和２年５月21日より給付開始

4　地域外来・検査センター（発熱外来）の設置

(1) 設置場所

既存の医療機関（非公表）

※発熱外来の場所非公表に関する

(2) 開設時間

月曜日から日曜日までの，全日14時から17時まで

(3) 人員体制

医師２～３名，小児科医師１名，看護師（看護助手）３名，放射線技師２名，臨床検査技師１名，事務職員２名

(4) 運営費用

感染症予防事業費等国庫負担金（国1/2，県1/2）により岩手県が予算措置している「地域外来・検査センター整備事業費」を活用し，盛岡市が盛岡広域８市町を代表し，既存の医療機関に業務委託するもので，委託経費の総額は，10か月分で２億3,781万円

(5) 開設日

令和２年６月上旬（予定）

5　市の対応方針に基づく感染症防止及び生活・経済対策

（国）：国関連事業（地方創生臨時交付金）　（県）：県関連事業　（市）：市事業

(1) 情報提供・共有

（国・市）市の感染症対策，生活・経済支援策の情報提供に係る広報もりおか及び新聞広告等

(2) まん延防止

①（市）基本的な感染対策の継続及び市民への「新しい生活様式」の周知徹底

②（市）市主催イベント等及び市の公の施設利用におけるイベント等の開催について，参加人数の上限設定や適切な感染防止対策を条件に自粛を解除する。

③（市）市職員の感染防止対策の徹底

（職員健康状態の把握，職場の清掃・消毒）

(3) 医療等

①（県・市）地域外来・検査センター整備運営事業

発熱外来の設置に係る経費

237,803千円（県費10/10）

②（県・市）感染症予防事業

ＰＣＲ検査の民間委託に係る経費

23,448千円（一般財源11,725千円，県費11,723千円）

(4) 生活支援，経済・雇用対策

① きめ細やかな相談体制

・（市）生活支援に係る総合窓口の設置

・（県・市）自立相談支援事業

感染症拡大の影響に伴う雇用不安による「盛岡市くらしの相談支援室」の相談件数の急増に対応した支援相談員の増員等に要する費用

6,154千円（一般財源1,539千円，県費4,615千円）

② 市民の生活を守るための経済的支援

・（県・市）住居確保給付金支給事業

感染症拡大の影響に伴う当該給付金申請件数の急増による給付費の増額

19,023千円（一般財源4,756千円，県費14,267千円）

・（国・市）ひとり親世帯等特別給付金支給事業

ひとり親世帯等の経済的負担軽減を図るための緊急的な支援として，児童扶養手当受給世帯に対する特別給付金（30,000円）の支給

81,542千円（臨時交付金10/10）

・（県・市）国の指針を踏まえた固定資産税，国民健康保険税，後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免への措置対応

・（県・市）後期高齢者医療制度における傷病手当金の制度創設

③ 地域経済を支える産業支援

・（国・市）観光基盤維持支援金事業

観光関連事業者に対する経営基盤の安定化と感染防止対策に係る支援金の支給

ア 宿泊事業者	宿泊定員により１施設あたり30万円～100万円
イ バス事業者	貸切バス保有台数により１事業者あたり20万円～50万円
ウ タクシー事業者	車両保有台数により１事業者あたり20万円～50万円
エ 個人タクシー事業者	１事業者あたり５万円
オ わんこそば事業者	１事業者あたり100万円

41,500千円（臨時交付金10/10）

・（国・県・市）盛岡の宿応援割事業［観光客誘致宣伝事業］

県民が市内宿泊施設を利用する際の宿泊料の割引分を宿泊施設に助成

１人あたりの宿泊料（消費税額及び地方消費税額，入湯税を除く。）に対して，県補助額1,000円/泊に市補助額2,000円/泊を上乗せして，１泊あたり3,000円を割引

120,000千円（県費40,000千円，臨時交付金80,000千円）

・（国・市）プレミアム付き応援チケット事業［商業振興事務］
事業参加希望事業者によるプレミアム付き応援チケット（額面2,500円を2,000円で100枚販売）の配布（その際に，販売により生じるプレミアム分５万円（25%相当）をチケットとともに，事業者に現金で配布するもの）
159,890千円(臨時交付金10/10)

・（国・市）宅配サービスプロジェクト支援事業［商業振興事務］
飲食業とタクシー業界が連携したテイクアウト応援プロジェクトを行う団体への補助
3,000千円(臨時交付金10/10))

・（国・市）地域経済好循環推進事業［商業振興事務］
地場産業等を活かした新たな事業を行うグループに対する補助
（補助率9/10，補助上限額100万円）
30,000千円(臨時交付金10/10)

・（国・市）もりおかエール便事業［地場・伝統産業振興事業］
都道府県をまたいだ移動自粛の影響により帰省ができ出来ない盛岡市出身の学生等に　対する盛岡三大麺等の特産品詰合せの送付
9,770千円(臨時交付金10/10)

・（国・市）もりおか事業継続支援金給付事業
セーフティネット保証４号，５号及び危機関連保証の融資並びに政府系金融機　関の新型コロナ感染症特別貸付等の融資を受けた事業者に対する事業継続の応援資金（法人20万円，個人10万円）の支給
351,759千円(臨時交付金10/10)

・（国・市）和牛繁殖農家緊急支援対策事業［畜産振興事業］
和牛繁殖農家の経営維持や生産意欲の向上，経費負担を軽減するため，農家が県内の和牛子牛市場へ子牛を出荷する際に必要な経費の助成
11,000千円（臨時交付金10/10)

６　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

国の緊急経済対策の全ての事項についての対応として，地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう，地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に対し，標記交付金が交付されることとなったことに伴い，市単独事業に係る経費分を対象として，４月補正予算への対応分（369,999千円），５月補正予算への活用分（768,461千円）及び現在検討中の６月以降の事業予定額（138,724千円）を含む計画額1,277,184千円とした第１次申請に係る

実施計画を策定し，提出した。

なお，国から示された当該交付金の第１次申請分の交付上限額は，777,449千円である。

今後，国補助事業の地方負担に係る経費分を対象とする交付金申請（第２次）が予定されている。

7　今後検討を進める対応

今後とも，全庁挙げて感染症予防に全力で取り組むとともに，国内外の感染状況の推移，市民生活や経済活動への影響について十分に把握し，国及び県から示される経済対策等について的確に情報収集を行いながら，引き続き機動的に取り組むこととする。

(1) まん延防止

県が特措法に基づく各種要請等を行った場合の周知徹底

(2) 生活支援，経済・雇用対策

① 国の追加補正予算等への対応

② 水道料金，下水道使用料，農業集落排水施設使用料及び公設浄化槽使用料の支払猶予期限の再延長並びに水道料金の減免の検討

③ 収束及びＶ字回復期に向けた各分野への支援，取組の推進

8　令和２年度５月補正予算の概要

市の４月補正予算に次ぐ第２弾の経済対策等に係る令和２年度分の必要経費として，５月補正予算案を５月臨時会に上程する。

全体所要額　1,094,889千円

（うち~~臨時交付金 768,461千円~~，~~県費308,408千円~~，一般財源18,020千円）

国庫支出金 799,066千円　277,803千円

※詳細は，別添「令和２年度５月補正予算の概要について」のとおり

既に実施している取組（参考）

(1) 情報提供・共有

【令和元年度】・【令和２年度】

① 市公式ホームページに，新型コロナウイルス感染症関連情報を集約した特設ページを開設し，情報を随時更新

② 広報もりおかに，新型コロナウイルス感染症関連情報を掲載し発行

③ ＳＮＳ（ツイッター・フェイスブック）の活用による，イベント等の中止情報や施設の閉鎖情報の発信

④ 市政記者クラブに対するプレスリリースによる随時の情報提供

⑤ 市保健所から各町内会あてに感染予防対策の回覧用チラシを配布（2/21, 3/26）

⑥ 市保健所から市所管施設に対して，感染予防対策ポスターを配布（2/21, 3/26）

(2) まん延防止

【令和元年度】

① マスク等の購入・配布支援（介護施設，障害者支援施設，児童福祉施設等）

102,219千円(国庫101,108千円)

② マスク配布の優先度が高いにもかかわらず在庫がない施設等への緊急配布

（児童センター，放課後児童クラブ，老人福祉センター，高齢者施設（特別養護老人ホーム）等））

③ 本市主催イベント等及び市の公の施設利用によるイベント等の開催を令和２年３月31日まで原則自粛

④ 咳エチケット・手指消毒及び感染拡大防止の周知

・ポスター　各庁舎，公民館，老人福祉センター，図書館等へ掲出

・チラシ　　町内会等に配布し回覧

【令和２年度】

① マスク，消毒液等の衛生用品の購入・配布支援

（学校，幼稚園，障がい者福祉サービス事業者等，妊婦）

156,458千円(一般財源47,031千円，国庫109,427千円)

② 市庁舎の窓口におけるアクリル板の設置　1,070千円(一般財源)

② マスク配布の優先度が高いにもかかわらず在庫が少ない施設等への緊急配布

（医療的ケア児，障がい福祉サービス事業所等，妊産婦，介護サービス事業所施設有料老人ホーム等)

③ 感染拡大防止策

・市主催イベント等及び市の公の施設利用によるイベント等の開催の原則自粛（５月31日まで）

・緊急事態宣言発令期間中の公の施設等の休館措置（４月25日から５月６日まで）

・スポーツ・文化施設等の休館措置　（４月20日から５月６日まで）
・市保健所（帰国者・接触者相談センター）の体制強化
・市庁舎及び公の施設のトイレのハンドドライヤーの使用禁止

④　市職員の感染防止対策の徹底（職員健康状態の把握，職場の清掃・消毒，勤務者の５割削減の取組等）

(3) 医療等

【令和２年度】

①市立病院の医療提供体制の強化

ア　診察室等に設置する空気清浄機及び人工呼吸器の整備
9,600千円（県費4,800千円，企業債4,800千円

イ　発熱者等の仮設の専用待機室兼診察室の整備　6,050千円（一般財源）

ウ　診察室等の遠隔通信設備の整備　388千円（一般財源）

(4) 教育等

【令和元年度】

①市立小学校・中学校及び高等学校の休業（３月４日から３月19日）

②学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

ア　放課後児童クラブ等の体制強化等

・放課後子供教室・放課後児童クラブの受入体制に係る追加経費への支援
22,457千円（国庫10/10）

・ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免への支援　768千円（国庫10/10）

・放課後等デイサービスの利用増に係る追加経費への支援　15,566千円（県費10/10）

・児童館・児童センターにおける職員休暇対応及び体制増強に対する支援
4,152千円（一般財源）

イ　学校給食休止による対応

・保護者への給食費の返還等の措置　1,000千円（諸収入※750千円）

※　全国学校給食連合会を通じての間接補助

【令和２年度】

①市立小学校・中学校及び高等学校の休業（４月29日から５月６日）

②学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応.

ア　放課後等デイサービスの利用者増に伴う事業所に対する給付費　7,399千円（県費10/10）

(5) 生活支援，経済・雇用対策

【令和元年度】・【令和２年度】

①きめ細やかな相談体制

ア　商工観光部（現：商工労働部）内に経営相談窓口を設置し，相談受付及び国の支援策等の周知広報を実施

②市民の生活を守るための経済的支援

ア　水道料金，下水道使用料，農業集落排水施設使用料，公設浄化槽使用料の支払猶予（令和２年２月末日から令和２年６月１日までの請求分の支払い期限を令和２年６月末日まで延長）

イ　特別定額給付金

基準日（令和２年４月27日）において住民基本台帳に記録されている者に対して10万円を給付するもの［特別定額給付金事業］

・特別定額給付金　28,977,017千円（国庫10/10）

内訳　給付費　28,732,600千円（国庫10/10）

給付事業等実施本部事務費　244,417千円（国庫10/10）

ウ　子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し，その対象児童１人当たり１万円を支給するもの［子育て世帯への臨時特別給付金支給事業］

・子育て世帯への臨時特別給付金　349,790千円（国庫10/10）

内訳　給付費　336,640千円（国庫10/10）

給付事業等実施本部事務費　13,150千円（国庫10/10）

※上記給付金の給付事業を実施するにあたり，「特別定額給付金給付事業等実施本部」を令和２年４月22日に設置した。

エ　勤労者向け生活援助資金の実質無利子での融資制度（上限50万円）の創設

［勤労者対策事業］　50,459千円（一般財源459千円，諸収入50,000千円）

オ　国民健康保険における傷病手当金の制度創設　1,500千円（県費10/10）

③雇用の維持に向けた支援

ア　公の施設（指定管理）における自粛に伴う利用料金の返還分の負担　4,179千円（一般財源）

イ　公の施設（指定管理）における自粛に伴う見込まれた利用者減少に伴う減収分の補填　25,164千円（一般財源）

ウ　市の事業等の中止に伴う減収等に対する支援　4,408千円（一般財源）

エ　雇用調整助成金の事業主負担分への支援（国の支援に対する1/10相当額の上乗せ）

［雇用対策推進事業］　22,491千円（一般財源11,246千円，県費11,245千円）

④資金繰りに万全を期すための金融支援

ア　セーフティネット保証及び危機関連保証の認定を受けて利用する県制度融資において国・県による支援の対象外となる事業者に対する保証料全額・利子３年間の補給（資金繰り対策）［金融対策事業］　191,000千円（一般財源）

⑤地域経済を支える産業支援

ア　市のホームページやフェイスブックを活用した盛岡産農畜産物の消費拡大ＰＲの実施

イ　盛岡産農畜産物販売量減少対策として「もりおか短角牛」の応援販促会実施

ウ　地域企業家賃支援事業費補助金（仮称）の創設

収入が50％以上減少した中小事業者に対して，家賃の２分の１相当額（上限10万円）を最大３か月補助するもの［商店街活性化支援事業］　318,094千円（一般財源163,294千円，県費154,800千円）

エ　盛岡商工会議所新型コロナウイルス対策事業費補助金

国，県などの各種支援制度の活用や申請の相談等，総合的な支援体制を構築するとともに，中小事業者に対する緊急的な支援策の実施を支援するため，盛岡商工会議所に対する補助を増額［商工団体育成事業］　4,000千円（一般財源）

オ　「盛岡の美味いもんアンバサダー」のテイクアウト可能店舗等の情報発信

別紙１

令和２年５月11日
盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部
（令和２年５月21日改定）

新型コロナウイルス感染症に係る盛岡市の対応方針

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づき，全ての都道府県を対象とする新たな緊急事態宣言が令和２年４月16日に発令された。その後，当面，新規感染者を減少させる取組を継続する必要があるほか，地域や全国で再度感染が拡大すれば，医療提供体制への更なる負荷が生じるおそれもあることから，同年５月４日，引き続き全都道府県を緊急事態措置の対象とし，これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間が同月31日まで延長され，同月14日に岩手県を含む39県について緊急事態措置の実施区域から解除されたところである。

これにより変更された，国が定める「基本的対処方針」や県の「基本的対処方針」を踏まえ，新型コロナウイルス感染症に係る盛岡市の対応方針を次のとおりとする。

１ 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(1) 情報提供・共有及びまん延防止策により，各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り，感染拡大の速度を抑制する。

(2) サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により，高齢者等を守り，重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく，万全を尽くす。

(3) 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により，社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。

(4) まん延防止策を講じるに当たっては，以下の点に留意しつつ，より社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に移行していく。

・ 地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら，段階的に社会経済の活動レベルを上げていくこと。

・ まん延の状況は地域によって異なることから，隣県など社会経済的につながりのある地域のまん延状況に留意する必要があること。

・ 新しい生活様式が社会経済全体で安定的に定着するまで，一定の移行期間を設け，感染拡大のリスクに応じて段階的に移行すること。仮に，感染の拡大が認められた場合には，速やかに強いまん延防止対策等を講じること。

２ 分野ごとの留意事項

(1) 情報提供・共有

① 国，県と連携協力し，情報を積極的に把握するとともに，市民に対し，迅速かつ正確な情報を提供する。

② 国や県による経済対策や雇用対策などの各種支援策や相談窓口などについて，様々な手段を通じて広く周知する。

(2) サーベイランス・情報収集

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条には，「医師が感染の疑いのある患者等について保健所を経由して都道府県知事（保健所設置市にあっては市長）に届け出る義務」が規定されているが，保健所設置市である本市においても，経由する届出の情報を適切に収集し，新型コロナウイルス感染対策に活用するものとする。

(3) まん延防止

① 不要不急の帰省や旅行など，特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は，感染拡大防止の観点から避けるよう市民に促すとともに，対策が講じられていない，これまでにクラスターが発生しているような場や，「三つの密」のある場についても，外出を自粛するよう促す。

② 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など，感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を図る。

③ 全国的かつ大規模な催物等の開催については，リスクへの対応が整わない場合は中止し，又は延期するよう，主催者に慎重な対応を求める。

④ これまでにクラスターが発生しているような施設や，「三つの密」のある施設については，地域の感染状況等を踏まえ，施設管理者等に対して必要な協力を依頼する県の措置に協同する。

⑤ 流行の各フェーズに応じて，保健所の体制強化を図り，保健所は，効率的な積極的疫学調査の実施により，個々の患者発生をもとに，クラスターの早期発見，正確な感染規模の把握，感染源の推定を行うとともに，濃厚接触者の把握と健康観察など，適切な管理を行うことにより，封じ込めの対策につなげる。

⑥ 保育所や放課後児童クラブ等において，子どもや職員が罹患した場合や地域で感染が拡大した場合における対応について，あらかじめ，事業所等に対応マニュアルなどの備え付けを行うように指導する。

(4) 医療等

① 「医療提供体制の確保」については，県が実施手法など県内全体を調整コントロールする役割を担っていると考えるが，本市も県に協力する。

② 「家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため，軽症者等は宿泊療養を基本とし，そのためのホテルなどの一時的な宿泊療養施設及び運営体制を確保する。」とする県の方針に協力する。

③ 患者が入院，宿泊療養，自宅療養をする際，その家族に要介護者や障害者，子ども等がいる場合は，県に協力し，ケアマネージャー，相談支援専門員，児童相談所等と連携し，必要なサービスや支援を行う。

④ 市立病院は感染症指定医療機関であり，他の医療機関と連携し，機能を分担しながら適切な医療を提供するとともに，院内感染対策に万全を期していく。

⑤ 高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため，関係機関と協力して，国からの通知等について周知徹底を図る。

(5) 教育

学校現場において，児童生徒等又は教職員が罹患した場合や地域で感染が拡大した場合においては，文部科学事務次官通知において示された「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を踏まえるとともに，県教育委員会や市保健所と連携しながら対応するものとする。

(6) 生活支援，経済・雇用対策

市は，新型コロナウイルスの感染とその拡大を防ぐ行動に伴い，市内の社会・経済に及ぼされる負の影響を最小限にとどめるため，国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等を踏まえながら，前例にとらわれず，市の独自支援策も含め，必要な対策に取り組む。対策に当たっては，産業・業種ごとに課題を把握するとともに，中長期にわたり社会の力や経済力を維持し，回復の基盤を築くことができるよう，事業者の創意工夫を尊重しつつ，商工業や農林業をはじめとする関係団体との連携を密にしながら，県とも情報や対策の方向性を共有し，以下の事項について対応していく。

① きめ細かな相談体制

② 市民の生活を守るための経済的支援

③ 雇用の維持に向けた支援

④ 資金繰りに万全を期すための金融支援

⑤ 地域経済を支える産業支援

また，国の同緊急経済対策で示す，感染症拡大の収束後の需要喚起などの「V字回復フェーズ」における対策についても，市民生活，市内経済への影響や国，県の動向を注意深く見極めながら，必要な対応をしていく。

(7) その他重要な留意事項

① 人権への配慮等

ア　対策が長期化する中で生じる次のような様々な社会課題に対応するため，国や県と連携して適切な支援を行う。

・長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響，配偶者暴力や児童虐待

・情報公開と人権との協調への配慮

・営業自粛等による倒産，失業，自殺等

・社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者，休業中のひとり親家庭等の生活

・外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービスの確保

イ 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳あるお別れ，火葬等が行われるための適切な方法について，周知等を行う。

② 物資・資材等の供給

国，県に対し，感染防止や医療提供体制の確保のため，マスク，個人防護具，人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保・配布することを求めるとともに，県において物資・資材等を確保し，必要な配布を行うよう要望する。

③ 関係機関との連携の推進

ア 市は，国，県との双方向の情報共有を強化し，対策の迅速な実施と，対策の現場における状況の把握を行う。

イ　新型コロナウイルス感染症の対策は，市民生活のあらゆるところにその影響が及ぶことから，全ての部署の力を集めて対策に当たるものとする。

ウ 国，県が設ける連携・調整の場に参加・活用し，一体的に取り組む。本市において要請が必要な場合は，本市の人的体制と感染状況を総合的に勘案し，必要な支援について要望を行うものとする。

エ　市長は，本市が特定市町村である場合に，緊急事態宣言後の様々な措置を実施したときは，県知事にその旨及びその理由を報告するものとする。

④ 社会機能の維持

ア 本市の事務事業において，職員の感染を防ぐよう万全を尽くすとともに，万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも，職務が遅滞なく行えるようにあらかじめ対策を講じるものとする。特に，テレビ会議及びテレワークの導入・活用に努める。

イ 本市における市民生活及び市民経済への影響が最小となるよう，電気，ガス，水道，公共交通，通信，金融業等の公益的事業が継続できるよう連携し，支援するものとする。

3　「新型コロナウイルス感染症に係る盛岡市の対応方針」の見直し

本方針は，県内及び国内の感染状況や国の動向等を踏まえ，適宜見直しを行う。

（参考）岩手県における新型コロナウイルス感染症感染防止対策（令和２年５月15日）

１ 外出自粛に関するお願い

・ 不要不急の帰省や旅行など，特定（警戒）都道府県及び感染拡大注意都道府県との間の人の移動(※１)は，感染拡大防止の観点から避けること。

・ 特定（警戒）都道府県及び感染拡大注意都道府県から岩手に来県，または帰県者に対して，今までいた都道府県の自粛の要請の趣旨を踏まえて，来県後２週間，慎重な行動 を取ること。

・ これまでにクラスターが発生しているような施設(※２)（対策が講じられていない場合(※３)）や，「三つの密」のある場についても，外出を避けること。

・ 上記以外の外出については，「三つの密」を徹底的に避けるとともに，手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続すること。

２ 施設（店舗等）における基本的な感染対策の徹底のお願い

・ 施設（店舗等）には，「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を含め，「三つの密」を徹底的に避けること，室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うこと。

３ 在宅勤務の推進及び職場の感染防止の徹底のお願い

・ 在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等を推進するとともに，職場に出勤する場合でも，時差出勤，自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。

・ 職場においては，感染防止のための取組（手洗い，手指消毒，咳エチケット，職員同士の距離確保，事業場の換気励行，複数人が触る箇所の消毒，発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛，出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を進めるとともに，「三つの密」を避ける行動を徹底すること。

４ 「新しい生活様式」による感染拡大の予防のお願い

・ 国の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」に沿って，「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染対策の継続など，日常生活及び社会経済活動の場において，感染拡大を予防する取組を実践すること。

※１ 特定（警戒）都道府県及び感染拡大注意都道府県との間の人の移動

国の専門家会議（5月14日開催）において示された地域区分の考え方。

「特定（警戒）都道府県」 北海道，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，京都府，大阪府，兵庫県（5/14現在）

「感染拡大注意都道府県」 特定（警戒）都道府県の指定基準を踏まえつつ，その半分程度などの新規報告者数等で判断するもの。

「感染観察都道府県」 新規感染者が一定程度確認されるものの，感染拡大注意都道府県の基準には達していない都道府県。

なお，感染観察都道府県間の移動については，自粛のお願いの対象になりませんが，一気に全面的な交流開放とならないように進められることが望ましいこと。

※２ クラスターが発生しているような施設

繁華街の接待を伴う飲食店，ライブハウス，スポーツジムなど。

※３ 対策が講じられていない場合

業種ごとに作成される感染拡大予防ガイドラインなどに基づく感染予防対策が講じられていない場合。

別紙２

新型コロナウイルス感染症に係る市の対応状況（令和２年５月19日現在）

年月日	内容
令和２年１月７日	○厚生労働省からの注意喚起の通知を受け，盛岡市医師会の協力により，市内医療機関に対し注意喚起に係る情報提供を行った。
１月22日	○市HPに市民及び医療機関向け「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生について」の情報を掲載し，感染拡大を防止するための咳エチケットや手洗い等，予防策の一層の徹底等の周知を行った。
２月８日	○「盛岡市帰国者・接触者相談センター」を設置
２月17日	○「盛岡市保健所健康危機管理会議」を「盛岡市保健所健康危機対策本部」へ切り替え。
２月21日	○感染予防対策回覧用チラシを各町内会あてに配布 ○市所管施設に感染予防対策ポスターを配布
２月25日	○危機管理連絡会議（総務部所管）で協議した結果，市が主催するイベントについて，自粛の対応案を庁議に報告し，庁議の中で「盛岡市保健所健康危機対策本部」へ意見を求めることとした。 ○市HPに「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応について」を掲載（以降随時更新）
２月26日	○きれいなまち推進員への感染予防の周知
２月27日	○定例記者会見 ・新型コロナウイルス感染症への対応について ○「盛岡市保健所健康危機対策本部」の意見は，市主催のイベント等については，自粛することを含めた検討を要請することとした。 ○国の対策本部から「全国の小中高校や特別支援学校を臨時休校する」との方針が示された。
２月28日	○「盛岡市健康危機対策本部」を設置 ○第１回健康危機対策本部の開催 ・本市主催のイベントの当面の自粛を決定 ○市立小・中・高に対し３月４日からの一斉臨時休業について通知 ○学校及び保護者に対し，児童センター・放課後児童クラブの臨時休業期間中の開所について周知
３月２日	○小学校等が臨時休校により，児童又は生徒を持つ職員が児童等の世話を行う場合は，特別休暇（有給）を認めることとした。(3/2～学年末休業まで) ○商工観光部内に経営相談窓口を設置し，相談受付及び国等の支援策等の周知を実施
３月４日	○学校休業の対応を実施（3/4～3/19） ○児童館・児童センター，放課後児童クラブの長期休業中と同様の開所（3/4～3/19，12日間） ○第２回健康危機対策本部の開催 ・支援に必要な事業の状況調査を行い，支援策を講じる方針を確認

	・市主催のイベントの自粛を３月31日までとした。
３月６日	○市長メッセージの発出 要点 ①盛岡市健康危機対策本部の設置 ②臨時休校の実施 ③市主催のイベント等の自粛 ④感染症対策の徹底 ⑤不要不急の外出の自粛 ○イベント等の中止，延期情報をHPに掲載（以降随時更新） ○ラジオもりおかで感染予防を周知 ○教職員による放課後児童クラブ等への巡回支援を実施
３月９日	○市の施設等の利用制限情報をHPに掲載（以降随時更新） ○放課後児童クラブ・児童センター等を戸別訪問し，不織布マスク（大人用・子供用），トイレットペーパー，消毒液を配布 ○３月中の開催が見込まれる子ども食堂に対し，消毒液を配布
３月11日	○イベント自粛及び自粛の呼びかけ並びに利用料金等の取扱いを通知 ・イベント自粛及び自粛の呼びかけ：３月31日まで ・利用料金等の返還対象：開催日が２月26日～３月31日 ○全町内会・自治会長あてに，町内会・自治会行事の対応について，市主催のイベントを参考に，感染予防の対応に協力をお願いする旨のお知らせ文書を送付し，併せて，総会を書面で行う場合の様式を送付（市HPにも掲載）
３月12日	○職員本人又は親族に発熱等の症状により感染の疑いがみられる場合は特別休暇（有給）を認めることとした。
３月19日	○第３回健康危機対策本部の開催 ・国が示した緊急対応策を踏まえ，支援策及び追加補正予算の内容を決定
３月25日	○第４回健康危機対策本部の開催 ・イベント自粛，自粛の呼びかけの期間を４月30日までとした。 ○市立小・中・高における教育活動の再開等について通知 ○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に対する水道料金等の支払期限延長を実施。３月25日午前９時から受付開始
３月26日	○盛岡市議会全員協議会及び盛岡市議会３月定例会 ・国が示した緊急対応策を踏まえ，支援策及び追加補正予算の内容を説明及び審議 ○令和元年度３月補正予算の成立 ○イベント自粛及び自粛の呼びかけ並びに利用料金等の取扱いを通知 ・イベント自粛及び自粛の呼びかけ：４月30日まで ・利用料金等の返還対象：開催日が２月26日～４月30日 ○感染予防対策回覧用チラシを各町内会あてに配布 ○市所管施設に感染予防対策ポスターを配布
３月30日	○勤労者向けに相談窓口を設置し，労働相談，雇用・就業相談等を実施

3月31日	○東京都，神奈川県，千葉県及び埼玉県から帰盛する職員（同居する親族含む。）を自宅待機とした。
4月1日	○第5回健康危機対策本部の開催 ・海外や東京等の感染症が流行している地域から盛岡市に移動してこられた方の2週間の不要不急の外出の自粛 ・感染予防対策の徹底 ○市長メッセージの発出 要点 ①海外や東京等の感染症が流行している地域から盛岡市に移動してこられた方の2週間の不要不急の外出の自粛 ②感染予防対策の徹底
4月2日	○定例記者会見 ・新型コロナウイルス感染症への対応について
4月3日	○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，窓口対応職員は原則マスクを着用することとしたほか，所属長は，毎日，職員の健康状態を把握することとした。
4月6日	○新型コロナウイルスに係る本市におけるイベント等の取扱いについて（通知） ・3つの条件が重なることへの詳しい説明と利用者の記録の取り扱いの追加 ○民生委員に対し新型コロナウイルス感染症まん延時の活動の留意点について国の通知を用いて周知
4月7日	○政府の「緊急事態宣言」発令
4月8日	○「盛岡市新型インフルエンザ等対策本部」を設置 ○市長メッセージの発出（政府の「緊急事態宣言」発令を受け） 要点 ①発令された地域への不要不急の往来の自粛 ②発令された地域におられる方の盛岡への往来の自粛 ③感染症予防対策の徹底
4月9日	○令和2年度第1回盛岡市新型インフルエンザ等対策本部会議と令和2年度第1回盛岡市生活・経済対策本部会議を合同開催 ・「新型インフルエンザ等対策本部」を次回から「新型コロナウイルス感染症対策本部」に名称変更する。 ・生活・経済対策本部を立ち上げ，全庁的な経済対策に取り組む。 ○緊急事態措置が発令された地域（対象地域）への出張は原則禁止することとした。また，対象地域への往来は，厳に自粛することとした。 ○東京事務所職員の通勤時における，感染リスクを低減するため，4月9日から，勤務時間のうち9時から10時まで及び16時以降について特別休暇で対応することとした。 ○10日にかけて，空気清浄機，消毒液，ペーパータオルの配布会場を設け，児童センター，放課後児童クラブ，かつら荘，地域子育て支援拠点，ファミリーサポートセンターあて配布。また，利用者支援事業の窓口となる，子ども未来ステーションに空気清浄機を設置

4月13日	○市長メッセージの発出（国の基本的対処方針の変更を受け） 要点 ①繁華街の接客を伴う飲食店等への外出の自粛 ②感染症予防対策の徹底
4月14日	○市の主な緊急経済対策（第１弾）をプレスリリース ○岩手県へ新型コロナウイルス感染症に係る要望を提出 ○新型コロナウイルス感染症対策に係る県と市町村との意見交換会が開催された。 ○全ての職員は，職務中，原則マスクを着用することとした。
4月16日	○「緊急事態措置を実施すべき区域」が全国に拡大
4月17日	○市長メッセージの発出（「緊急事態措置を実施すべき区域」が全国に拡大されたことを受け） 要点 ①不要不急の外出の自粛，都道府県を越えた不要不急の往来の自粛 ②感染症予防対策の徹底 ○新型コロナウイルスに係る本市における５月のイベント等の取扱いについて（通知） ・イベント自粛及び自粛の呼びかけ：５月31日まで ・利用料金等の返還対象：開催日が２月26日～５月31日
4月20日	○令和２年度第２回盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議と令和２年度第２回盛岡市生活・経済対策本部会議を合同開催 ・国の基本的対処方針が変更となり，市の新型コロナウイルス感染症に対応する対処方針を作成する方針となった。 ・スポーツ施設，文化関係，観光関係の施設を５月６日まで休館とした。 ・市の博物館施設も４月25日から５月10日まで休館とした。 ○「生活支援臨時給付金給付事業等実施本部」の設置 ○新型コロナウイルス感染症の相談業務等に対応している担当課（保健予防課）において，PCR検査や相談件数が増加し，現在の職員体制では，業務遂行が困難になっていることから，当面の間，他課の職員が業務応援を行うこととした。
4月22日	○令和２年度第３回盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議と令和２年度第３回盛岡市生活・経済対策本部会議を合同開催 ・新型コロナウイルス感染症に係る生活・経済対策について協議した。 ○国の緊急経済対策の変更に伴い，「生活支援臨時給付金給付事業等実施本部」を「特別定額給付金給付事業等実施本部」に改正
4月23日	○岩手県の感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う要請等 要点 ・不要不急の外出の自粛（4/23～5/6） ・休業の協力の要請「接待飲食等営業店など」（4/25～5/6） ○市立幼・小・中・高に対し４月29日から５月６日までの一斉臨時休業について通知

4月24日	○市長メッセージの発出（岩手県の緊急事態措置に伴う要請等を受け） 要点 ①緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている期間の市の施設は，原則休館又は利用休止 ②観光施設，地域の公民館，小規模集会場の利用の休止の依頼 ③特別定額給付金の早期支給に努力 ④感染症予防対策の徹底 ○県の基本的対処方針の変更を受け，緊急事態宣言発令期間中の市の公の施設の原則休館・利用休止 ○新型コロナウイルス感染症のまん延防止や業務継続体制の確保を目的として，住民サービスに重大な支障を来たさないよう配慮しつつ，課等毎に一日に出勤する職員数を５割削減する取組を始めた。(4/24～5/14) ○新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置に係る休業の協力要請について（通知） ○新型コロナウイルス感染症拡大防止のための公の施設等の休館等の対応について（通知） ○小学校等の臨時休校により，児童又は生徒を持つ職員が児童等の世話を行う場合，特別休暇（有給）を認めることとした。(4/29～5/6) ○学校臨時休業に伴う児童センター・放課後児童クラブ等の運営時間延長依頼及び財政的援助について施設に通知。また，可能な範囲での利用自粛について，保護者あて周知するよう併せて依頼 ○各保育施設の長あてに，市内の保育施設を利用する保護者に対して，４月27日から緊急事態宣言期間中，家庭での保育が可能な場合は登園を控えていただくよう協力依頼する旨の，お知らせ文書を送付。併せて，保護者あてのお知らせ文書を送付
4月27日	○新型コロナウイルス感染症対策に対応している担当課（保健予防課，地域福祉課）において，業務が増加し，現在の職員体制では，業務遂行が困難になっていることから，当面の間，他課の職員が業務応援を行うこととした。 ○特別定額給付金給付事業等実施本部事務局に市民からの問い合わせが殺到していることから，当面の間，他課の職員が業務応援を行うこととした。(4/27～5/8)
4月28日	○盛岡市議会全員協議会及び盛岡市議会令和２年度４月臨時会 ・市の支援策及び追加補正予算の内容を説明及び審議 ○令和２年度４月補正予算の成立
4月29日	○セーフティネット保証等休日受付窓口の開設
4月30日	○定例記者会見 ・新型コロナウイルス感染症への対応について
5月１日	○セーフティネット保証等を受けて実行される県制度融資における保証料補給及び利子補給（３年間）の開始
5月４日	○「緊急事態措置を実施すべき区域」が５月31日まで延長

	・特定警戒都道府県においては，引き続き，これまでと同様の取組が必要 ・特定警戒都道府県以外の特定都道府県では，感染回避と社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行 ・新たな生活様式の定着 ○セーフティネット保証等休日受付窓口の開設
5月5日	○岩手県の感染拡大防止のための緊急事態措置に伴う協力等 要点 ・5月7日以降の休業の協力の要請は行わない。 ・都道府県をまたいだ移動の自粛 ・繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛 ・施設の基本的な感染症対策の徹底 ・在宅勤務の推進及び職場の感染防止策の徹底 ・新しい生活様式の実践 ・医療や県民生活に不可欠な業務に従事している方への応援 ○セーフティネット保証等休日受付窓口の開設
5月6日	○令和2年度第4回盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議と令和2年度第4回盛岡市生活・経済対策本部会議を合同開催 ・市の公の施設の5月7日以降の取扱について，岩手県の基本的対処方針の変更を踏まえ，感染防止対策を行い，原則開館，利用可とした。 ○市長メッセージの発出（国，県の対応を受け） 要点 ①都道府県をまたいだ移動の自粛 ②繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛 ③市の施設の5月7日以降の原則開館又は利用開始 ④特別定額給付金の速やかな給付に努力 ⑤新しい生活様式の定着 ○セーフティネット保証等休日受付窓口の開設
5月11日	○令和2年度第5回盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議と令和2年度第5回盛岡市生活・経済対策本部会議を合同開催 ・国及び岩手県における対処方針を踏まえ，新型コロナウイルス感染症に係る盛岡市の対応方針を協議・決定した。
5月13日	○庁舎等において新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について（通知）
5月14日	○岩手県を含む39県について，緊急事態措置が解除となった。
5月15日	○勤労者向け生活資金特別融資制度における貸付を開始 ○市の主な緊急経済対策（第2弾）をプレスリリース
5月18日	○市長メッセージの発出 要点 ①特定警戒都道府県及び感染拡大注意都道府県から来た方へ緊急事態宣言発令期間中2週間の慎重な行動の要請

	②県外から来た方や県外ナンバーの車への過度な反応を控え、思いやりの心で冷静な対応を取るよう市民へ要請 ③各臨時給付金の支給の速やかな給付 ④「新しい生活様式」の定着と，感染拡大の防止と社会経済活動の維持を両立させる取組の重要性
5月19日	○令和２年度第６回盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議と令和２年度第６回盛岡市生活・経済対策本部会議を合同開催 ・新型コロナウイルス感染症に係る市の対応方針の改定及び新型コロナウイルス感染症への対応状況について協議・決定した。

全員協議会資料

令和２年度　５月補正予算の概要について

令和２年５月22日
財　政　部

令和２年度各会計補正予算総括表

（単位　千円）

会計別		前回までの累計額	補正予算額	計
一般会計		144,967,778	1,094,889	146,062,667
特別会計	公設浄化槽事業費	9,962		9,962
	農業集落排水事業費	489,157		489,157
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	81,677		81,677
	国民健康保険費	25,251,540		25,251,540
	介護保険費	25,856,710		25,856,710
	後期高齢者医療費	3,249,626		3,249,626
	中央卸売市場費	1,307,644		1,307,644
	新産業等用地整備事業費	1,521,567		1,521,567
	土地取得事業費	13,303		13,303
	東中野財産区	2,677		2,677
	東中野，東安庭，門財産区	694		694
	計	57,784,557		57,784,557
総計		202,752,335	1,094,889	203,847,224

企業会計

（単位　千円）

区分		収益的収入	収益的支出	資本的収入	資本的支出	収入計	支出計
水道事業	前回までの累計額	7,819,025	6,154,140	722,561	5,276,121	8,541,586	11,430,261
	今回補正予算額						
	計	7,819,025	6,154,140	722,561	5,276,121	8,541,586	11,430,261
下水道事業	前回までの累計額	8,469,721	8,060,201	2,253,667	5,455,033	10,723,388	13,515,234
	今回補正予算額						
	計	8,469,721	8,060,201	2,253,667	5,455,033	10,723,388	13,515,234
病院事業	前回までの累計額	4,590,500	4,468,038	734,268	734,268	5,324,768	5,202,306
	今回補正予算額						
	計	4,590,500	4,468,038	734,268	734,268	5,324,768	5,202,306

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳　　入

（単位　千円）

款	科　　目	補正前の額	補　正　額	計
1	市　　税	42,854,245		42,854,245
2	地方譲与税	991,137		991,137
3	利子割交付金	27,676		27,676
4	配当割交付金	95,850		95,850
5	株式等譲渡所得割交付金	63,038		63,038
6	法人事業税交付金	360,727		360,727
7	地方消費税交付金	7,388,953		7,388,953
8	ゴルフ場利用税交付金	23,946		23,946
9	特別地方消費税交付金	1		1
10	環境性能割交付金	66,433		66,433
11	地方特例交付金	215,771		215,771
12	地方交付税	13,678,119		13,678,119
13	交通安全対策特別交付金	49,419		49,419
14	分担金及び負担金	622,756		622,756
15	使用料及び手数料	1,788,845		1,788,845
16	国庫支出金	51,216,128	799,066	52,015,194
17	県支出金	8,249,062	277,803	8,526,865
18	財産収入	414,272		414,272
19	寄附金	121,763		121,763
20	繰入金	3,330,779	18,020	3,348,799
21	繰越金	1		1
22	諸収入	1,670,081		1,670,081
23	市債	11,738,776		11,738,776
歳入合計		144,967,778	1,094,889	146,062,667

歳　　出

（単位　千円）

款	科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
1	議会費	658,521		658,521				
2	総務費	40,318,342		40,318,342				
3	民生費	47,775,978	106,719	47,882,697	100,424			6,295
4	衛生費	8,639,586	261,251	8,900,837	249,526			11,725
5	労働費	284,054		284,054				
6	農林費	2,635,999	11,000	2,646,999	11,000			
7	商工費	1,626,126	715,919	2,342,045	715,919			
8	土木費	16,787,433		16,787,433				
9	消防費	4,618,656		4,618,656				
10	教育費	9,130,251		9,130,251				
11	災害復旧費	1		1				
12	公債費	12,442,831		12,442,831				
13	予備費	50,000		50,000				
歳出合計		144,967,778	1,094,889	146,062,667	1,076,869			18,020

令 和 2 年 度 5 月 補 正 予 算 事 業

≪一般会計≫　　（単位　千円）

款	（部）課等名	事業名	事業費
3 民生費	（子ども未来部） 子ども青少年課	ひとり親世帯等特別給付金支給事業	81,542
	（保健福祉部） 生活福祉第一課	自立相談支援事業	6,154
		住居確保給付金支給事業	19,023
4 衛生費	（保健福祉部） 企画総務課	地域外来・検査センター整備運営事業	237,803
	保健予防課	感染症予防事業	23,448
6 農林費	（農林部） 農政課	畜産振興事業	2,600
	（玉山総合事務所） 産業振興課	畜産振興事業	8,400
7 商工費	（交流推進部） 観光課	観光客誘致宣伝事業	120,000
		観光基盤維持支援金事業	41,500
	（商工労働部） 経済企画課	商業振興事務	192,890
	ものづくり推進課	もりおか事業継続支援金給付事業	351,759
		地場・伝統産業振興事業	9,770